【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年1月10日提出
【計算期間】	第6期(自 2018年4月11日至 2018年10月10日)
【ファンド名】	高金利先進国債券ファンド　２０１５－０９（早期償還機能付）
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田　拓美
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目７番１号
【事務連絡者氏名】	新屋敷　昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目７番１号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、世界の主要先進国（OECD（経済協力開発機構）加盟国）の債券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
	国　内	株　式
単位型投信		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇単位型投信

当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル （除く日本）		
	年２回	日本		
	年４回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）		北米	ファミリーファンド	あり （　　）
	年６回 （隔月）	欧州		
	年12回 （毎月）	アジア		
		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 （　　）	アフリカ		
その他資産 （投資信託証券（債券　公債　高格付））		中近東 （中東）		
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券　公債　高格付））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

「高格付」とは、目論見書または投資信託約款において、原則として格付または信用力が相対的に高い債券を主要投資対象とする旨の記載があるもの、もしくは同様の内容が確認できるものをいいます。

◇年２回

目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（除く日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

1 格付が高く、相対的に高金利の先進国のソブリン債*に分散投資します。

■マザーファンドを通じて投資を行ないます。投資国については、適宜見直しを行ないます。
■原則として、為替ヘッジは行ないません。

*ソブリン債とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称です。主要先進国の国債や世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関が発行する債券が含まれます。

2 2018年9月25日以前の営業日において、基準価額（分配金加算ベース）*が11,000円以上となった場合には、繰上償還します。

*以下、基準価額（分配金加算ベース）は、1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額をさします。

■当初信託期間は2018年10月10日までです。
■基準価額（分配金加算ベース）が、2018年9月25日以前の営業日に11,000円以上となった場合には、マザーファンドの組入比率を引き下げ、短期公社債などによる安定運用に移行後、繰上償還します。

3 2018年9月26日の基準価額（分配金加算ベース）が10,500円未満の場合には、信託期間を3年延長します。

■信託期間延長後は、2018年10月11日以降の営業日において、基準価額（分配金加算ベース）が、10,500円以上となった場合には、マザーファンドの組入比率を引き下げ、短期公社債などによる安定運用に移行後、繰上償還します。
■信託期間延長後においても、信託期間終了日から起算して10営業日前の日の基準価額（分配金加算ベース）が10,500円未満の場合には、信託期間がさらに3年延長されます。それ以降も、同様の基準に基づいて信託期間延長の有無を判定します。

※1万口当たり償還価額と設定来の1万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が11,000円または10,500円以上になることを保証するものではありません。
※安定運用への移行後も繰上償還するまでは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額（分配金加算ベース）が11,000円または10,500円を下回ることがあります。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

※信託期間終了日である2018年10月10日から起算して10営業日前の日となる2018年９月26日現在の１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金累計額との合計額が9,560円となり期間延長条件を満たしたため、信託期間を３年延長して信託終了日を2021年10月12日に更新いたしました。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。

《主な投資制限》

●株式への投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。

●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

《分配方針》

●毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④　信託金限度額
250億円を限度とします。

（２）【ファンドの沿革】

2015年 9月29日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2018年10月 4日
・信託期間の更新（信託終了日を2018年10月10日から2021年10月12日へ変更）

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

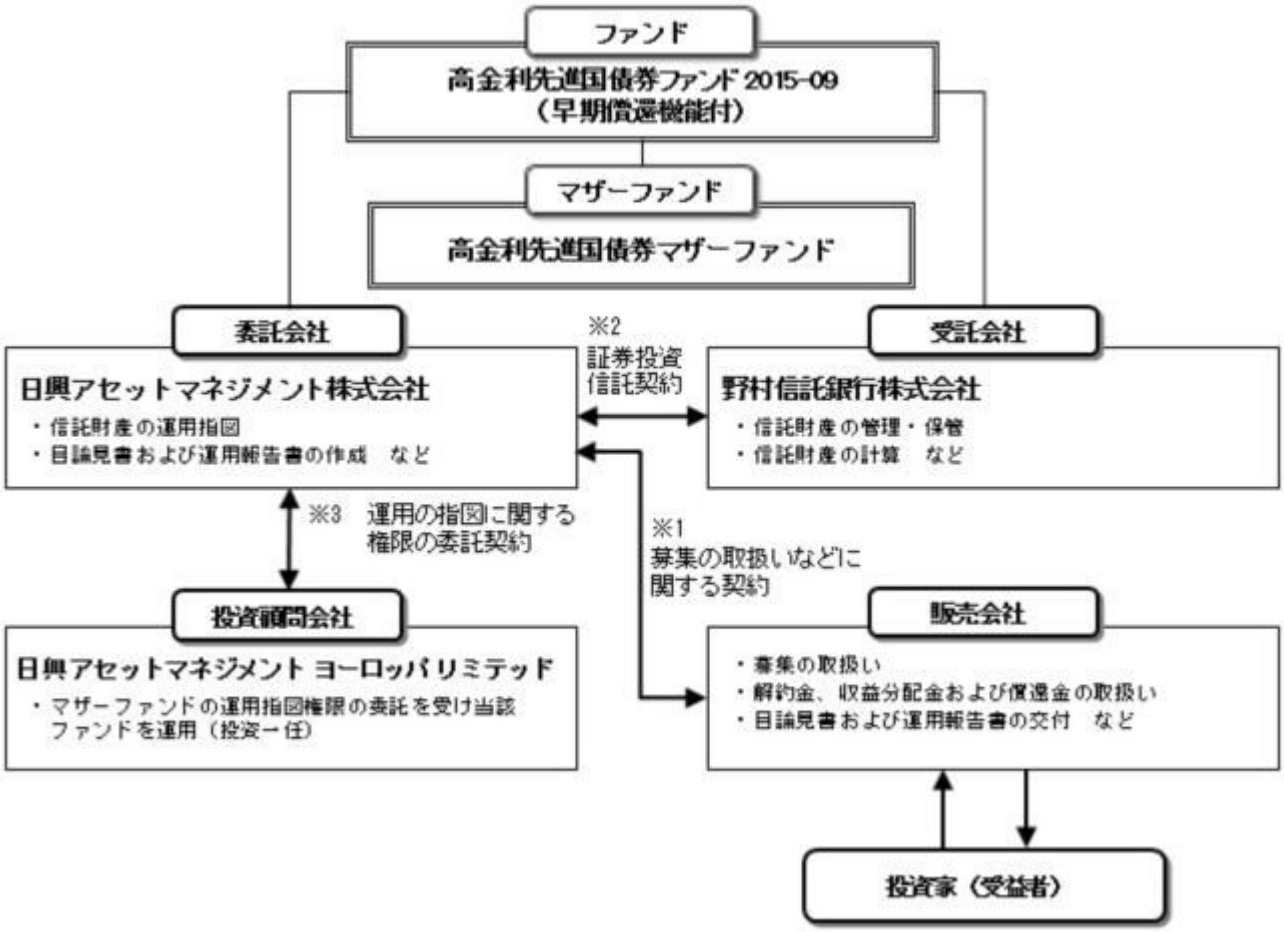

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2018年10月末現在）

1）資本金
17,363百万円

2）沿革
1959年：日興證券投資信託委託株式会社として設立
1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

・主として、高金利先進国債券マザーファンド受益証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては

組入比率を引き下げることもあります。

・2018年9月25日以前の毎営業日において、１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が11,000円以上となった場合には、高金利先進国債券マザーファンド受益証券の組入比率を引き下げ、短期有価証券や短期金融商品等の資産による安定運用に切り替えることを基本とします。

・一方で、信託期間終了日（信託期間中に信託期間終了日を延長した場合は、当該延長後の信託期間終了日とします。）から起算して10営業日前の日において、１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が10,500円未満となる場合には、信託期間を３年延長します。信託期間延長後、2018年10月11日以降の毎営業日において、１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が10,500円以上となった場合には、高金利先進国債券マザーファンド受益証券の組入比率を引き下げ、短期有価証券や短期金融商品等の資産による安定運用に切り替えることを基本とします。

・実質外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

＜高金利先進国債券ファンド 2015-09（早期償還機能付）＞

高金利先進国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）有価証券

２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）

３）金銭債権

４）約束手形

５）為替手形

② 主として高金利先進国債券マザーファンド受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

１）株券または新株引受権証書

２）国債証券

３）地方債証券

４）特別の法律により法人の発行する債券

５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７）コマーシャル・ペーパー

８）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

９）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～８）の証券または証書の性質を有するもの

10）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）

11）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12）に定めるもの以外のもの

12）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

13）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

14）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

15）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

16）外国法人が発行する譲渡性預金証書
17）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19）外国の者に対する権利で18）の有価証券の性質を有するもの

③　次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　次の取引ができます。
１）信用取引
２）先物取引等
３）スワップ取引
４）金利先渡取引
５）為替先渡取引
６）有価証券の貸付
７）公社債の空売
８）公社債の借入
９）外国為替予約取引
10）資金の借入

＜高金利先進国債券マザーファンド＞

世界の主要先進国(ＯＥＣＤ加盟国)の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などを主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条、第15条および第16条に定めるものに限ります。）
３）金銭債権
４）約束手形
５）為替手形

②　主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
１）国債証券
２）地方債証券
３）特別の法律により法人の発行する債券
４）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限ります。）
５）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６）コマーシャル・ペーパー
７）外国または外国の者の発行する証券で、１）～６）の証券の性質を有するもの
８）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
９）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
10）外国法人が発行する譲渡性預金証書

11）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13）外国の者に対する権利で12）の有価証券の性質を有するもの

③　次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　次の取引ができます。
１）先物取引等
２）スワップ取引
３）金利先渡取引
４）為替先渡取引
５）有価証券の貸付
６）公社債の空売
７）公社債の借入
８）外国為替予約取引

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜高金利先進国債券マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	世界の主要先進国の債券に投資を行ない、安定した収益の確保および信託財産の成長を目的として運用を行ないます。
主な投資対象	世界の主要先進国（ＯＥＣＤ加盟国）の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などを主要投資対象とします。
投資方針	・世界の主要先進国（ＯＥＣＤ加盟国）のうち、信用力が高く、相対的に金利が高い国の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などに投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。 ・主要先進国（ＯＥＣＤ加盟国）の債券の中で、相対的に金利が高い国の債券を選び、国別、通貨別、残存期間を考慮しながら、分散投資を行ない、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。各国の投資比率は、相対的魅力度、流動性、信用力、金利の方向性などの分析をもとに決定します。 ・外貨建債券への投資にあたっては、為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

	主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド（投資一任）
	信託期間	無期限（2003年８月５日設定）
	決算日	毎年７月10日（休業日の場合は翌営業日）

（３）【運用体制】

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。

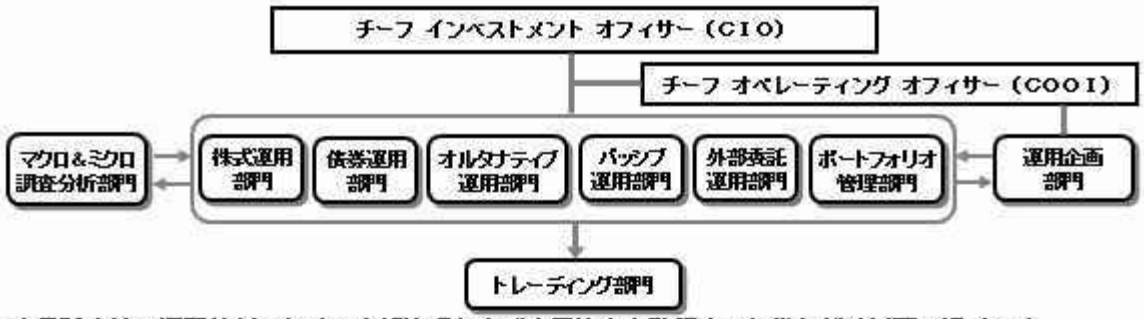

◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

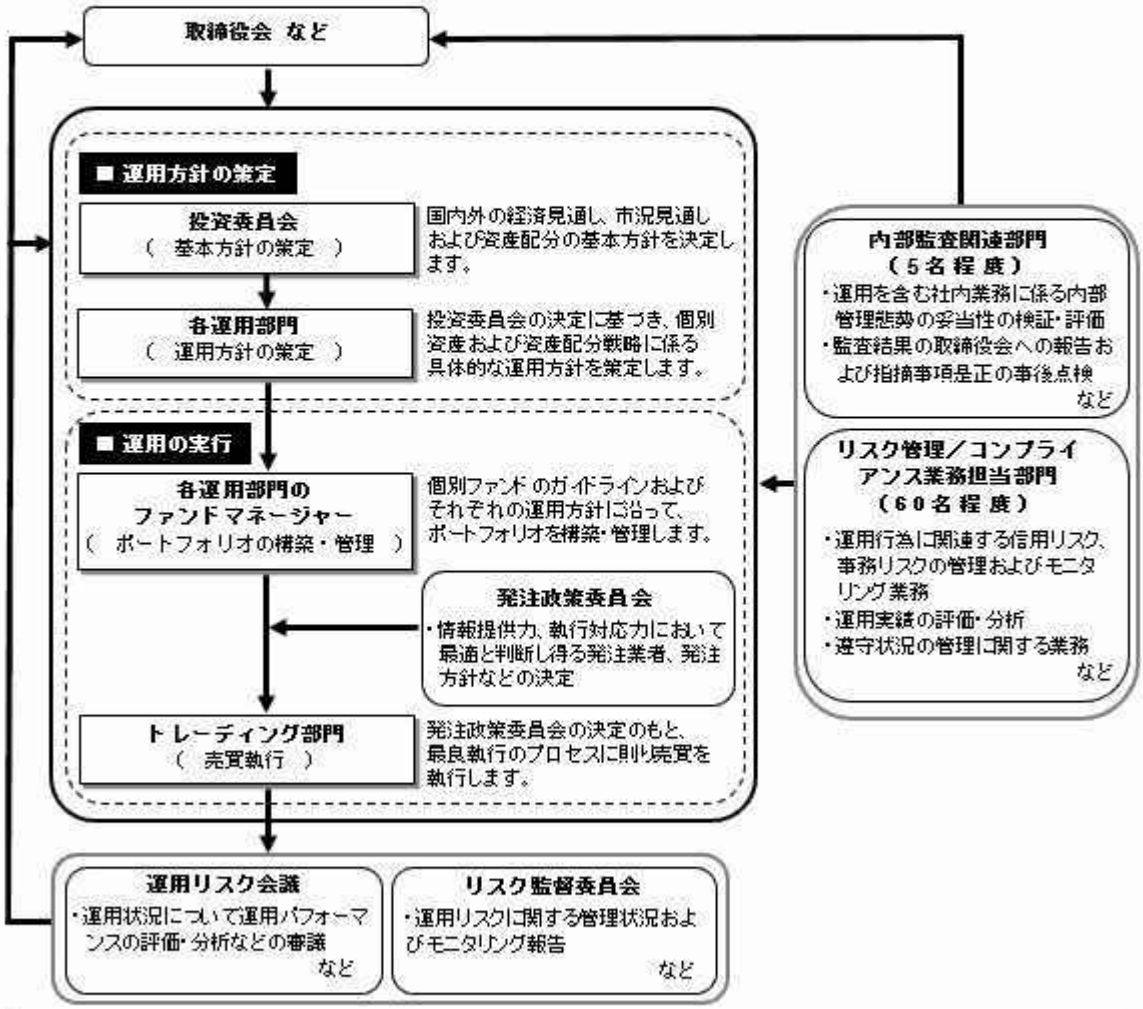

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

※上記体制は2018年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド（投資顧問会社）における運用体制＞

当ファンドの主要投資対象である「高金利先進国債券マザーファンド」においては、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

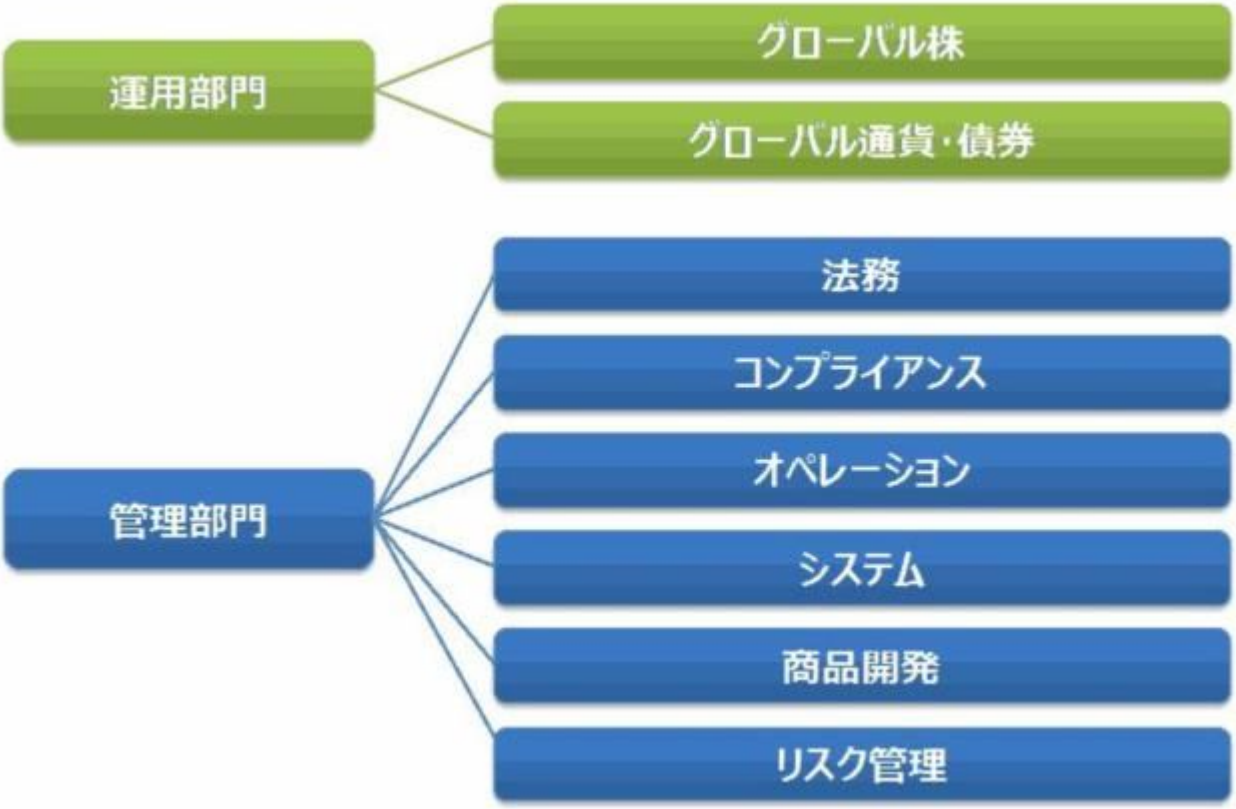

グローバル通貨・債券運用チームは、国別アロケーション戦略、通貨戦略、金利戦略などに関する意思決定を行ない、ポートフォリオを構築します。また運用チームから独立した管理部門は、マザーファンドにおける運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。
※上記は2018年7月末現在のものです。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針
毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。
１）分配対象収益の範囲
元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
２）分配対象収益についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
３）留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

②　収益分配金の支払い
毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限
＜高金利先進国債券ファンド 2015-09（早期償還機能付）＞
１）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。
２）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではあ

りません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

３）投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。

４）外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

５）信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

６）わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

７）わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

８）わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

９）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

10）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

11）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ）上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

12）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

13）信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

14）信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

15）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ハ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

16）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

17）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜高金利先進国債券マザーファンド＞

１）株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。

２）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

３）わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

４）わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

５）わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

６）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

７）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

８）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

９）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

10）信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

11）信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

12）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

13）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場

合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。

・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ 有価証券の貸付などにおけるリスク

有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

＜繰上償還に関する事項＞

・2018年9月25日以前に１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が11,000円以上となった場合には、信託約款の規定に基づき、繰上償還します（１万口当たり

償還価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が11,000円以上であることを保証するものではありません。）。

・11,000円は、あくまでも安定運用に切り替えるための価額水準であり、ファンドの１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が11,000円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。また、安定運用に切り替えるまでの債券の価格、為替の変動の影響などにより、１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が11,000円以上となった日の翌営業日以降（安定運用への切り替え完了後も含みます。）の１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が11,000円を下回る場合があります。

＜信託期間延長および信託期間延長後の繰上償還に関する事項＞

・信託期間終了日（信託期間中に信託期間終了日を延長した場合は、当該延長後の信託期間終了日とします。以下同じ。）から起算して10営業日前の日において、１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が10,500円未満となる場合には、信託期間を３年延長します。

・信託期間終了日から起算して10営業日前の日において、１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が10,500円未満となる場合には、信託期間の延長を繰り返しますので想定以上に信託期間が長くなる場合があります。

・信託期間を延長した場合、2018年10月11日以降に１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が10,500円以上となった場合には、信託約款の規定に基づき、繰上償還します（１万口当たり償還価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が10,500円以上であることを保証するものではありません。）。

・10,500円は、あくまでも安定運用に切り替えるための価額水準であり、ファンドの１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が10,500円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。また、安定運用に切り替えるまでの債券の価格、為替の変動の影響などにより、１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が10,500円以上となった日の翌営業日以降（安定運用への切り替え完了後も含みます。）の１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が10,500円を下回る場合があります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項
ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会

社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞

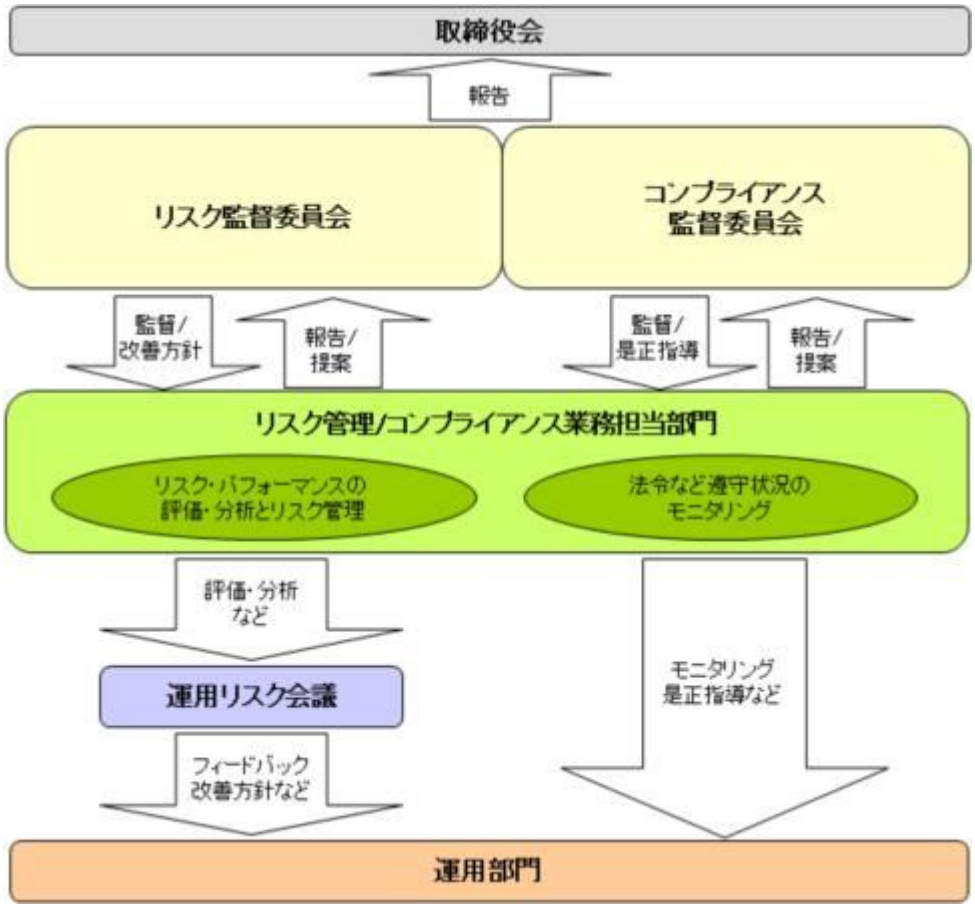

■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2018年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド（投資顧問会社）におけるリスク管理体制＞

運用ガイドラインの順守状況は、モニタリング用のシステムによって常時チェックされています。このシステムを通じて、取引実行の前段階で、当該取引と運用ガイドラインとの整合性が自動的に確認され、ポートフォリオ内に運用ガイドライン違反となる可能性が発生すれば、自動的に警告を発します。これらのモニタリングシステムを通じて、インベストメント・チームとは独立したコンプライアンス部門が、随時、ポートフォリオのコンプライアンスレビューを行ない、運用ガイドラインとの整合性をチェックします。運用ガイドライン違反が発生した場合は、直ちにシニアマネジメントに報告されます。

※上記は2018年7月末現在のものです。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.3392%（税抜1.24%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.24%	0.60%	0.60%	0.04%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末ならびに解約または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）なお、①から⑦までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金

額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

① ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用。
② 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
③ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
④ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑤ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑥ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑦ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
⑧ 格付の取得に要する費用。
⑨ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。
③ 有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限ります。）における品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）に0.54（税抜0.5）を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は４：１とし、信託報酬と同時期に支払います。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税　など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1）収益分配金に対する課税

収益分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

※上記は2019年1月10日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【高金利先進国債券ファンド　２０１５－０９（早期償還機能付）】

以下の運用状況は2018年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,721,433,094	99.62
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	6,611,717	0.38
合計（純資産総額）		1,728,044,811	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	高金利先進国債券マザーファンド	784,502,162	2.2193	1,741,045,649	2.1943	1,721,433,094	99.62

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.62
合　　計	99.62

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末　(2016年 4月11日)	2,591	2,605	0.9407	0.9457
第2計算期間末　(2016年10月11日)	2,409	2,423	0.9101	0.9151
第3計算期間末　(2017年 4月10日)	2,376	2,389	0.9328	0.9378
第4計算期間末　(2017年10月10日)	2,275	2,287	0.9635	0.9685
第5計算期間末　(2018年 4月10日)	1,997	2,008	0.9218	0.9268
第6計算期間末　(2018年10月10日)	1,752	1,762	0.9135	0.9185
2017年10月末日	2,227	—	0.9587	—
11月末日	2,185	—	0.9513	—
12月末日	2,202	—	0.9713	—
2018年 1月末日	2,089	—	0.9507	—
2月末日	2,028	—	0.9241	—
3月末日	1,991	—	0.9182	—

4月末日	1,987	—	0.9206	—
5月末日	1,949	—	0.9159	—
6月末日	1,927	—	0.9183	—
7月末日	1,888	—	0.9250	—
8月末日	1,849	—	0.9180	—
9月末日	1,837	—	0.9348	—
10月末日	1,728	—	0.9167	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2015年 9月29日～2016年 4月11日	0.0050
第2期	2016年 4月12日～2016年10月11日	0.0050
第3期	2016年10月12日～2017年 4月10日	0.0050
第4期	2017年 4月11日～2017年10月10日	0.0050
第5期	2017年10月11日～2018年 4月10日	0.0050
第6期	2018年 4月11日～2018年10月10日	0.0050

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2015年 9月29日～2016年 4月11日	△5.43
第2期	2016年 4月12日～2016年10月11日	△2.72
第3期	2016年10月12日～2017年 4月10日	3.04
第4期	2017年 4月11日～2017年10月10日	3.83
第5期	2017年10月11日～2018年 4月10日	△3.81
第6期	2018年 4月11日～2018年10月10日	△0.36

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2015年 9月29日～2016年 4月11日	2,804,305,391	49,060,306
第2期	2016年 4月12日～2016年10月11日	0	107,327,111
第3期	2016年10月12日～2017年 4月10日	0	100,032,206
第4期	2017年 4月11日～2017年10月10日	0	185,877,202
第5期	2017年10月11日～2018年 4月10日	0	194,634,842
第6期	2018年 4月11日～2018年10月10日	0	248,580,847

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

高金利先進国債券マザーファンド

以下の運用状況は2018年10月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	10,575,489,547	11.78
	カナダ	937,838,619	1.05
	ノルウェー	13,284,930,392	14.80
	オーストラリア	7,917,461,847	8.82
	ニュージーランド	1,345,628,057	1.50
	小計	34,061,348,462	37.96
地方債証券	アメリカ	5,881,867,531	6.55
	カナダ	9,331,815,228	10.40
	オーストラリア	6,971,144,000	7.77
	ニュージーランド	1,698,573,586	1.89
	小計	23,883,400,345	26.61
特殊債券	カナダ	3,610,756,074	4.02
	ドイツ	4,748,170,220	5.29
	フランス	1,263,325,213	1.41
	オランダ	4,727,082,622	5.27
	スウェーデン	1,187,161,283	1.32
	ノルウェー	7,047,852,082	7.85
	国際機関	8,045,228,939	8.97
	小計	30,629,576,433	34.13
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	1,164,910,123	1.30
合計（純資産総額）		89,739,235,363	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	425,654,000	1,445.85	6,154,332,821	1,430.27	6,088,025,949	3.750	2021/5/25	6.78

ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	311,000,000	1,387.66	4,315,646,185	1,374.27	4,273,995,725	2.000	2023/5/24	4.76
アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	30,000,000	11,262.57	3,616,688,808	11,234.64	3,626,678,055	0.125	2019/4/15	4.04
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	40,000,000	7,809.31	3,123,727,152	7,801.91	3,120,767,452	2.250	2028/5/21	3.48
オランダ	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	25,700,000	11,096.45	2,851,789,131	11,043.88	2,838,277,331	2.500	2023/1/23	3.16
カナダ	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF	26,000,000	10,877.92	2,828,259,405	10,843.05	2,819,195,434	2.000	2022/10/23	3.14
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	29,529,000	9,119.69	2,692,953,697	9,074.91	2,679,732,690	5.750	2022/7/15	2.99
ノルウェー	特殊債券	KOMMUNALBANKEN AS	200,000,000	1,342.25	2,684,516,240	1,338.20	2,676,413,320	1.500	2022/4/19	2.98
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	22,700,000	10,526.98	2,389,625,844	10,571.89	2,399,819,545	3.000	2048/8/15	2.67
アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	20,000,000	11,101.74	2,290,132,175	10,966.09	2,273,863,392	0.125	2022/4/15	2.53
国際機関	特殊債券	INTL FINANCE CORP	26,500,000	7,595.00	2,012,676,168	7,591.22	2,011,673,552	3.625	2020/5/20	2.24
オーストラリア	地方債証券	TREASURY CORP VICTORIA	20,000,000	10,017.28	2,003,456,231	10,030.99	2,006,198,995	5.000	2040/11/20	2.24
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,140,000	11,643.65	2,112,159,725	10,836.01	1,965,653,046	3.125	2048/5/15	2.19
オーストラリア	地方債証券	TREASURY CORP VICTORIA	24,000,000	7,910.68	1,898,565,534	7,931.52	1,903,565,597	1.750	2021/7/27	2.12
国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	16,500,000	11,022.90	1,818,779,311	10,949.50	1,806,667,683	2.500	2024/11/25	2.01
国際機関	特殊債券	NORDIC INVESTMENT BANK	23,117,000	7,460.35	1,724,610,987	7,547.69	1,744,800,363	3.000	2023/1/19	1.94
オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY CRP	14,800,000	9,099.21	1,737,495,456	9,053.15	1,735,530,057	2.750	2025/11/20	1.93
カナダ	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF	19,700,000	8,601.66	1,694,528,719	8,629.46	1,700,005,151	4.250	2024/11/27	1.89
カナダ	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF	12,800,000	11,219.85	1,436,141,149	11,191.91	1,432,564,670	2.650	2021/9/22	1.60
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	100,000,000	1,366.64	1,366,643,670	1,348.99	1,348,997,273	1.750	2025/3/13	1.50
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	16,540,000	7,874.98	1,302,522,565	8,135.59	1,345,628,057	3.500	2033/4/14	1.50
ニュージーランド	地方債証券	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	15,929,000	7,979.46	1,271,049,457	8,132.83	1,295,479,869	4.500	2027/4/15	1.44
ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	11,800,000	10,805.08	1,274,999,828	10,761.58	1,269,866,454	1.875	2023/4/17	1.42
フランス	特殊債券	CAISSE DES DEPOTS ET CON	11,400,000	11,091.89	1,264,475,640	11,081.80	1,263,325,213	2.000	2020/11/14	1.41
ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	11,800,000	10,674.43	1,259,583,669	10,579.28	1,248,356,001	2.000	2025/1/13	1.39
スウェーデン	特殊債券	SWEDISH EXPORT CREDIT	10,800,000	11,002.14	1,188,231,590	10,992.23	1,187,161,283	1.750	2021/3/10	1.32
アメリカ	地方債証券	GEORGIA ST-TXBL-SER B	11,280,000	10,596.60	1,195,297,111	10,075.83	1,136,554,314	2.850	2033/2/1	1.27
ノルウェー	特殊債券	KOMMUNALBANKEN AS	10,364,000	10,672.75	1,106,124,710	10,598.53	1,098,432,095	2.125	2025/4/23	1.22
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	13,000,000	8,342.12	1,084,476,097	8,315.69	1,081,039,707	4.500	2020/4/15	1.20
カナダ	特殊債券	CANADA HOUSING TRUST	12,500,000	8,518.97	1,064,871,619	8,530.03	1,066,254,499	2.350	2023/6/15	1.19

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	37.96

地方債証券	26.61
特殊債券	34.13
合　　計	98.70

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●英国証券取引所の休業日
●ニューヨーク証券取引所の休業日
●シドニー先物取引所の休業日
●ロンドンの銀行休業日
●ニューヨークの銀行休業日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

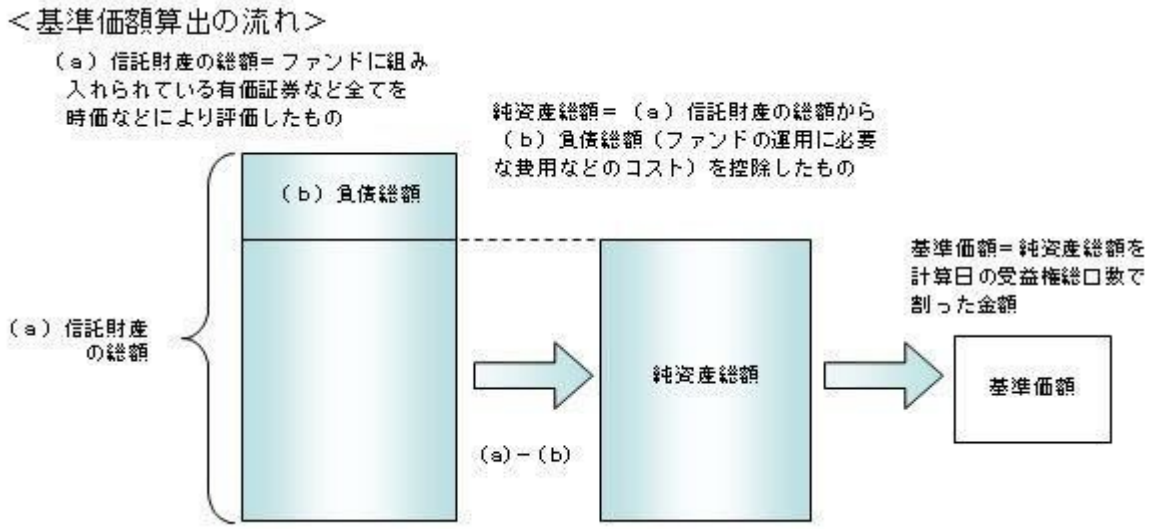

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。

・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者

に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）

・価格情報会社の提供する価額

※残存期間１年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

＊外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③　基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞ 日興アセットマネジメント株式会社 ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/ コールセンター 電話番号　0120-25-1404 午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2021年10月12日までとします（2015年9月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

※信託期間終了日（信託期間中に信託期間終了日を延長した場合は、当該延長後の信託期間終了日とします。以下同じ。）から起算して10営業日前の日において、１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が10,500円未満となる場合には、信託期間を３年延長します。

※信託期間終了日から起算して10営業日前の日において、１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が10,500円未満となる場合には、信託期間の延長を繰り返します。

※なお、信託期間を延長する場合、受益者への書面決議の手続きは行ないません。

（４）【計算期間】

毎年4月11日から10月10日までおよび10月11日から翌年4月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

①　信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）2018年9月25日以前の毎営業日において、この信託の１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が11,000円以上となった場合

ロ）約款に規定する信託期間延長後、2018年10月11日以降の毎営業日において、この信託の１万口当たり基準価額と設定来の１万口当たり収益分配金（税引前）累計額との合計額が10,500円以上となった場合

ハ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ニ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ホ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ヘ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

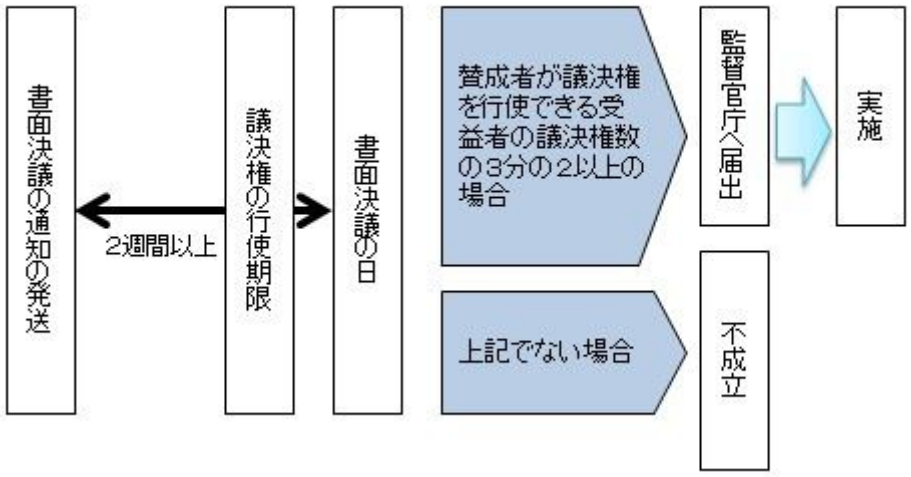

⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成
・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

⑦　関係法人との契約について
・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。
・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(平成30年 4月11日から平成30年10月10日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【高金利先進国債券ファンド　２０１５－０９（早期償還機能付）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 平成30年 4月10日現在	第6期 平成30年10月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,000,457	21,728,519
親投資信託受益証券	1,988,342,728	1,745,388,719
未収入金	12,735,758	9,700,000
流動資産合計	2,023,078,943	1,776,817,238
資産合計	2,023,078,943	1,776,817,238
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,836,868	9,593,964
未払解約金	-	1,182,509
未払受託者報酬	443,429	384,232
未払委託者報酬	13,302,225	11,526,138
未払利息	35	21
その他未払費用	602,210	1,272,135
流動負債合計	25,184,767	23,958,999
負債合計	25,184,767	23,958,999
純資産の部		
元本等		
元本	2,167,373,724	1,918,792,877
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△169,479,548	△165,934,638
元本等合計	1,997,894,176	1,752,858,239
純資産合計	1,997,894,176	1,752,858,239
負債純資産合計	2,023,078,943	1,776,817,238

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期 自　平成29年10月11日 至　平成30年 4月10日	第6期 自　平成30年 4月11日 至　平成30年10月10日
営業収益		
受取利息	3	2
有価証券売買等損益	△66,069,499	8,231,710
営業収益合計	△66,069,496	8,231,712
営業費用		
支払利息	3,485	3,507
受託者報酬	460,445	414,566
委託者報酬	13,813,323	12,436,963
その他費用	602,210	727,253
営業費用合計	14,879,463	13,582,289
営業利益又は営業損失（△）	△80,948,959	△5,350,577
経常利益又は経常損失（△）	△80,948,959	△5,350,577
当期純利益又は当期純損失（△）	△80,948,959	△5,350,577
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△86,184,576	△169,479,548
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,490,855	18,489,451
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,490,855	18,489,451
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	10,836,868	9,593,964
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△169,479,548	△165,934,638

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		第5期 平成30年 4月10日現在	第6期 平成30年10月10日現在
１．	設定年月日	平成27年 9月29日	平成27年 9月29日
	設定元本額	2,804,305,391円	2,804,305,391円
	期首元本額	2,362,008,566円	2,167,373,724円
	元本残存率	77.2%	68.4%
２．	受益権の総数	2,167,373,724口	1,918,792,877口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	169,479,548円	165,934,638円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第5期 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月10日		第6期 自 平成30年 4月11日 至 平成30年10月10日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	2,654,338円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	2,388,907円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
A 当ファンドの配当等収益額	△3,482円	A 当ファンドの配当等収益額	△3,505円
B 親ファンドの配当等収益額	31,839,380円	B 親ファンドの配当等収益額	26,570,308円
C 配当等収益額合計（A＋B）	31,835,898円	C 配当等収益額合計（A＋B）	26,566,803円
D 経費	14,875,978円	D 経費	13,578,782円
E 差引配当等収益額（C－D）	16,959,920円	E 差引配当等収益額（C－D）	12,988,021円
F 当ファンドの当期末残存受益権口数	2,167,373,724口	F 当ファンドの当期末残存受益権口数	1,918,792,877口
G 当ファンドの期中平均残存受益権口数	2,247,330,579口	G 当ファンドの期中平均残存受益権口数	2,067,769,239口
H 分配対象配当等収益額（E×F/G）	16,356,509円	H 分配対象配当等収益額（E×F/G）	12,052,274円
I 元本超過額	0円	I 元本超過額	0円
J 当ファンドの分配可能額	16,356,509円	J 当ファンドの分配可能額	12,052,274円
K 分配可能額(1万口当たり)	75円	K 分配可能額(1万口当たり)	62円
L 分配金額(1万口当たり)	50円	L 分配金額(1万口当たり)	50円
M 収益分配金額	10,836,868円	M 収益分配金額	9,593,964円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	第5期 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月10日	第6期 自 平成30年 4月11日 至 平成30年10月10日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	第5期 平成30年 4月10日現在	第6期 平成30年10月10日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第5期（平成30年 4月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△64,658,582
合計	△64,658,582

第6期（平成30年10月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,071,473
合計	6,071,473

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第5期 平成30年 4月10日現在		第6期 平成30年10月10日現在	
1口当たり純資産額	0.9218円	1口当たり純資産額	0.9135円
(1万口当たり純資産額)	(9,218円)	(1万口当たり純資産額)	(9,135円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	高金利先進国債券マザーファンド	798,878,030	1,745,388,719	
合計		798,878,030	1,745,388,719	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「高金利先進国債券マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

（参考）

高金利先進国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成30年 4月10日現在	平成30年10月10日現在
資産の部		
流動資産		
預金	269,617,182	189,500,237
コール・ローン	365,054,294	13,211,736
国債証券	25,711,076,039	34,153,386,500
地方債証券	26,050,490,332	23,717,985,452
特殊債券	39,633,898,745	30,466,399,492
未収入金	-	488,753,663
未収利息	713,449,547	666,479,400
前払費用	195,978,170	157,115,815
流動資産合計	92,939,564,309	89,852,832,295
資産合計	92,939,564,309	89,852,832,295
負債の部		
流動負債		

	平成30年 4月10日現在	平成30年10月10日現在
派生商品評価勘定	-	2,743,750
未払解約金	355,450,388	475,987,027
未払利息	587	13
流動負債合計	355,450,975	478,730,790
負債合計	355,450,975	478,730,790
純資産の部		
元本等		
元本	42,523,458,065	40,906,944,920
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	50,060,655,269	48,467,156,585
元本等合計	92,584,113,334	89,374,101,505
純資産合計	92,584,113,334	89,374,101,505
負債純資産合計	92,939,564,309	89,852,832,295

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

		平成30年 4月10日現在	平成30年10月10日現在
1．	期首	平成29年10月11日	平成30年 4月11日
	期首元本額	44,132,426,618円	42,523,458,065円
	期首からの追加設定元本額	1,539,045,619円	221,308,869円
	期首からの一部解約元本額	3,148,014,172円	1,837,822,014円
	元本の内訳　※		

	利回り財産３分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	391,670,141円	347,694,672円
	高金利先進国ソブリン債券ファンド（適格機関投資家向け）	8,722,574,193円	8,581,387,968円
	先進国ハイインカムオープン（適格機関投資家向け）	2,828,740,706円	2,766,614,571円
	高金利先進国債券ファンド（早期償還条項付）	998,726,613円	836,330,688円
	高金利先進国債券ファンド　２０１５－０９（早期償還機能付）	913,256,811円	798,878,030円
	高金利先進国債券ファンド２（早期償還条項付）	264,482,917円	221,535,228円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－０４（適格機関投資家転売制限付）	487,736,904円	478,503,338円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－０５Ｑ（適格機関投資家転売制限付）	189,303,636円	185,427,912円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－０６Ｑ（適格機関投資家転売制限付）	649,253,934円	636,111,988円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－０６（適格機関投資家向け）	242,257,179円	237,148,683円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－０６Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	47,573,232円	46,683,290円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－０７Ｑ（適格機関投資家転売制限付）	1,337,893,539円	1,310,693,834円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－０７Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	23,646,599円	23,202,101円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－０８Ｑ（適格機関投資家転売制限付）	370,580,619円	363,072,359円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－０８Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	284,851,559円	279,513,429円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－０９Ｑ（適格機関投資家転売制限付）	235,430,847円	232,397,416円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－０９Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	47,660,008円	47,076,935円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－１０Ｑ（適格機関投資家転売制限付）	788,446,040円	778,171,680円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－１０Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	282,917,478円	278,723,914円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－１１（適格機関投資家向け）	236,264,732円	232,768,458円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－１１Ｑ（適格機関投資家転売制限付）	134,441,038円	132,643,424円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－１１Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	91,517,826円	90,445,440円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００５－１２Ｑ（適格機関投資家転売制限付）	46,284,046円	45,680,081円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００６－０３Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	722,035,392円	711,480,662円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００６－１０Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	511,740,106円	504,471,670円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００６－１１Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	1,903,197,649円	1,876,119,842円

	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００７－０４Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	89,057,966円	88,006,691円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００７－０５Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	714,113,263円	705,335,777円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００７－０７Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	267,772,424円	264,480,988円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００７－０８Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	968,613,715円	957,327,740円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００７－０８Ｑ（適格機関投資家転売制限付）	224,835,403円	221,836,811円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００７－０９（適格機関投資家向け）	4,559,986,030円	4,504,004,384円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００７－１０（適格機関投資家向け）	405,174,711円	400,353,284円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００７－１０Ｑ（適格機関投資家向け）	86,686,865円	85,588,376円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００７－１２Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	1,202,179,158円	1,188,080,196円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００８－０１Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	46,586,494円	45,925,585円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００８－０２Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	1,674,965,656円	1,654,945,215円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２００８－０６Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	506,798,961円	－円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２０１３－０１Ｍ（適格機関投資家向け）	1,385,538,975円	1,368,989,861円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２０１３－０２Ｍ（適格機関投資家向け）	1,336,527,297円	1,320,754,819円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２０１３－０３Ｍ（適格機関投資家転売制限付）	1,279,695,173円	1,264,560,720円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２０１４－０６Ｍ（適格機関投資家向け）	911,083,740円	900,123,572円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２０１４－０７Ｍ（適格機関投資家向け）	687,320,140円	678,992,049円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２０１４－１２Ｍ（適格機関投資家向け）	624,567,173円	616,951,063円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２０１５－０９Ｍ（適格機関投資家向け）	1,584,482,421円	1,483,640,976円
	ＰＦ　先進国ハイインカムファンド　２０１５－１２Ｍ（適格機関投資家向け）	1,214,988,756円	1,114,269,200円
	計	42,523,458,065円	40,906,944,920円
２．	受益権の総数	42,523,458,065口	40,906,944,920口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月10日	自 平成30年 4月11日 至 平成30年10月10日

金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	平成30年 4月10日現在	平成30年10月10日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（平成30年 4月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△141,063,783
地方債証券	△196,265,375
特殊債券	△311,738,388
合計	△649,067,546

（平成30年10月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△434,672,636
地方債証券	△390,408,771
特殊債券	△122,367,524
合計	△947,448,931

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

（平成30年 4月10日現在）

該当事項はありません。

（平成30年10月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	500,006,250	－	502,750,000	△2,743,750
	豪ドル	500,006,250	－	502,750,000	△2,743,750

合計	500,006,250	－	502,750,000	△2,743,750

（注）1.時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成30年 4月10日現在		平成30年10月10日現在	
1口当たり純資産額	2.1772円	1口当たり純資産額	2.1848円
(1万口当たり純資産額)	(21,772円)	(1万口当たり純資産額)	(21,848円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	TSY INFL IX N/B-0.125%-19/04/15	30,000,000.00	32,103,554.15	
		TSY INFL IX N/B-0.125%-22/04/15	20,000,000.00	20,092,817.25	
		US TREASURY N/B-2.0%-22/07/31	22,000,000.00	21,202,060.00	
		US TREASURY N/B-1.375%-23/06/30	700,000.00	648,621.40	

	US TREASURY N/B-2.375%-27/05/15	2,195,000.00	2,061,155.48	
	US TREASURY N/B-3.125%-48/05/15	18,140,000.00	17,316,970.06	
国債証券小計		93,035,000.00	93,425,178.34 (10,562,650,663)	
地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF-2.65%-21/09/22	12,800,000.00	12,594,611.20	
	BRITISH COLUMBIA PROV OF-2.0%-22/10/23	26,000,000.00	24,764,454.00	
	GEORGIA ST-TXBL-SER B-2.58%-29/02/01	9,280,000.00	8,270,707.20	
	GEORGIA ST-TXBL-SER B-2.85%-33/02/01	11,280,000.00	9,972,309.60	
	GEORGIA ST-TXBL-SER B-2.9%-34/02/01	8,500,000.00	7,379,955.00	
	MA CONS LN-BABS-5.456%-39/12/01	6,350,000.00	7,405,370.00	
	PROVINCE OF ALBERTA-2.05%-26/08/17	3,600,000.00	3,238,632.00	
	TX TRANS COMM BABS-5.517%-39/04/01	6,480,000.00	7,802,308.80	
	UT ST-BABS-B-3.539%-25/07/01	5,000,000.00	4,990,850.00	
	WA ST-BABS-D-5.481%-39/08/01	5,000,000.00	5,812,850.00	
地方債証券小計		94,290,000.00	92,232,047.80 (10,427,755,324)	
特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-1.625%-21/04/19	5,900,000.00	5,685,635.30	
	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-2.5%-23/01/23	25,700,000.00	24,941,747.20	
	CAISSE DES DEPOTS ET CON-2.0%-20/11/14	11,400,000.00	11,137,321.20	
	CPPIB CAPITAL INC-2.25%-22/01/25	4,700,000.00	4,556,885.00	
	EUROPEAN BK RECON & DEV-1.875%-22/02/23	5,900,000.00	5,665,121.00	
	INTL BK RECON & DEVELOP-2.5%-24/11/25	16,500,000.00	15,853,893.00	
	KOMMUNALBANKEN AS-1.625%-21/02/10	4,700,000.00	4,548,495.50	
	KOMMUNALBANKEN AS-2.125%-25/04/23	10,364,000.00	9,623,553.45	
	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-1.875%-23/04/17	11,800,000.00	11,154,728.80	
	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-2.0%-25/01/13	11,800,000.00	10,944,098.80	
	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-2.375%-25/06/10	3,930,000.00	3,713,264.43	
	NEDER WATERSCHAPSBANK-2.125%-21/11/15	7,500,000.00	7,269,000.00	
	SWEDISH EXPORT CREDIT-1.75%-21/03/10	10,800,000.00	10,459,681.20	
特殊債券小計		130,994,000.00	125,553,424.88	

				(14,195,070,216)	
米ドル小計			318,319,000.00	311,210,651.02 (35,185,476,203)	
加ドル	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT-1.75%-20/08/01	5,600,000.00	5,544,560.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-2.0%-28/06/01	5,500,000.00	5,231,875.00	
	国債証券小計		11,100,000.00	10,776,435.00 (941,537,125)	
	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF-2.55%-27/06/18	5,500,000.00	5,287,315.00	
		BRITISH COLUMBIA PROV OF-5.7%-29/06/18	2,000,000.00	2,460,740.00	
		ONTARIO (PROVINCE OF)-2.6%-23/09/08	5,600,000.00	5,536,384.00	
		ONTARIO (PROVINCE OF)-6.2%-31/06/02	5,600,000.00	7,288,400.00	
		PROVINCE OF ALBERTA-2.55%-27/06/01	5,600,000.00	5,351,584.00	
		PROVINCE OF QUEBEC-5.35%-25/06/01	5,600,000.00	6,367,200.00	
		PROVINCE OF QUEBEC-2.75%-27/09/01	2,400,000.00	2,329,608.00	
	地方債証券小計		32,300,000.00	34,621,231.00 (3,024,856,952)	
	特殊債券	CANADA HOUSING TRUST-1.15%-21/12/15	5,600,000.00	5,358,864.00	
		CANADA HOUSING TRUST-2.35%-23/06/15	12,500,000.00	12,304,750.00	
		CANADA HOUSING TRUST-2.55%-25/03/15	8,500,000.00	8,370,375.00	
	特殊債券小計		26,600,000.00	26,033,989.00 (2,274,589,618)	
加ドル小計			70,000,000.00	71,431,655.00 (6,240,983,695)	
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT-3.75%-21/05/25	425,654,000.00	452,322,925.71	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-2.0%-23/05/24	311,000,000.00	315,991,363.40	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-3.0%-24/03/14	61,287,000.00	65,266,610.05	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-1.75%-25/03/13	100,000,000.00	99,502,360.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-1.75%-27/02/17	51,740,000.00	50,798,590.70	
	国債証券小計		949,681,000.00	983,881,849.86 (13,469,342,524)	
	特殊債券	KOMMUNALBANKEN AS-1.5%-22/04/19	200,000,000.00	198,363,000.00	
	特殊債券小計		200,000,000.00	198,363,000.00 (2,715,589,470)	
ノルウェークローネ小計			1,149,681,000.00	1,182,244,849.86 (16,184,931,994)	

豪ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.5%-20/04/15	13,000,000.00	13,485,871.10	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-5.75%-22/07/15	29,529,000.00	33,325,738.42	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.75%-27/04/21	11,031,000.00	12,760,285.74	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.25%-28/05/21	40,000,000.00	38,258,737.60	
	国債証券小計		93,560,000.00	97,830,632.86 (7,870,474,413)	
	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF-4.25%-24/11/27	19,700,000.00	21,046,037.96	
		NEW S WALES TREASURY CRP-2.75%-25/11/20	14,800,000.00	21,453,192.00	
		NORTHERN TERRITORY TREAS-2.75%-24/10/21	10,000,000.00	9,855,635.20	
		TREASURY CORP VICTORIA-1.75%-21/07/27	24,000,000.00	23,686,072.56	
		TREASURY CORP VICTORIA-5.0%-40/11/20	20,000,000.00	24,314,400.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP-2.5%-24/07/23	6,650,000.00	6,532,924.09	
	地方債証券小計		95,150,000.00	106,888,261.81 (8,599,160,662)	
	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-5.25%-24/05/20	3,427,000.00	3,836,529.92	
		BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-3.25%-25/07/15	1,310,000.00	1,322,685.25	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK-5.0%-22/08/22	3,900,000.00	4,236,903.84	
		KOMMUNALBANKEN AS-6.5%-21/04/12	6,900,000.00	7,578,697.11	
	特殊債券小計		15,537,000.00	16,974,816.12 (1,365,623,956)	
豪ドル小計			204,247,000.00	221,693,710.79 (17,835,259,031)	
ニュージーランドドル	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT-3.5%-33/04/14	16,540,000.00	17,851,148.95	
	国債証券小計		16,540,000.00	17,851,148.95 (1,309,381,775)	
	地方債証券	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC-2.75%-25/04/15	5,480,000.00	5,398,252.31	
		NZ LOCAL GOVT FUND AGENC-4.5%-27/04/15	15,929,000.00	17,317,664.73	
	地方債証券小計		21,409,000.00	22,715,917.04 (1,666,212,514)	
	特殊債券	EXPORT DEVELOPMNT CANADA-3.75%-20/05/08	11,000,000.00	11,271,849.60	

		INTL BK RECON & DEVELOP-4.625%-19/02/26	8,300,000.00	8,382,974.27	
		INTL FINANCE CORP-3.625%-20/05/20	26,500,000.00	27,128,346.80	
		KFW-3.0%-23/03/07	6,000,000.00	6,079,201.80	
		KOMMUNALBANKEN AS-5.125%-21/05/14	12,700,000.00	13,569,800.14	
		KOMMUNALBANKEN AS-3.375%-23/06/07	3,719,000.00	3,806,247.74	
		KOMMUNALBANKEN AS-4.0%-25/08/20	11,004,000.00	11,490,174.32	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK-4.375%-20/10/08	5,000,000.00	5,202,435.00	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK-3.0%-21/05/03	2,000,000.00	2,030,080.60	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK-5.375%-24/04/23	9,758,000.00	10,956,665.88	
		NORDIC INVESTMENT BANK-4.125%-20/03/19	11,500,000.00	11,824,845.10	
		NORDIC INVESTMENT BANK-3.0%-23/01/19	23,117,000.00	23,438,377.15	
	特殊債券小計		130,598,000.00	135,180,998.40 (9,915,526,232)	
ニュージーランドドル小計			168,547,000.00	175,748,064.39 (12,891,120,521)	
合計				88,337,771,444 (88,337,771,444)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種　類	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券	6銘柄	30.0%	12.0%
	地方債証券	10銘柄	29.6%	11.8%
	特殊債券	13銘柄	40.4%	16.1%
加ドル	国債証券	2銘柄	15.1%	1.1%
	地方債証券	7銘柄	48.5%	3.4%
	特殊債券	3銘柄	36.4%	2.6%
ノルウェークローネ	国債証券	5銘柄	83.2%	15.2%
	特殊債券	1銘柄	16.8%	3.1%
豪ドル	国債証券	4銘柄	44.1%	8.9%

	地方債証券	6銘柄	48.2%	9.7%
	特殊債券	4銘柄	7.7%	1.5%
ニュージーランドドル	国債証券	1銘柄	10.2%	1.5%
	地方債証券	2銘柄	12.9%	1.9%
	特殊債券	12銘柄	76.9%	11.2%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2018年10月31日現在です。

【高金利先進国債券ファンド　２０１５－０９（早期償還機能付）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,729,887,040円
Ⅱ　負債総額	1,842,229円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,728,044,811円
Ⅳ　発行済口数	1,885,052,062口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9167円

（参考）

高金利先進国債券マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	89,764,090,105円
Ⅱ　負債総額	24,854,742円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	89,739,235,363円
Ⅳ　発行済口数	40,897,242,008口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1943円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2018年10月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去５年間における主な資本金の増減　：　該当事項はありません。

（２）会社の意思決定機関（2018年10月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月31日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は５名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（2018年10月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
５．運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

２【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
・委託会社の運用する、2018年10月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類	ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計	809	173,268

	株式投資信託		766	147,679
		単位型	244	8,771
		追加型	522	138,907
	公社債投資信託		43	25,589
		単位型	29	541
		追加型	14	25,047

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

　また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第59期事業年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

　また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第60期中間会計期間（2018年４月１日から2018年９月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第58期 (平成29年３月31日)		第59期 (平成30年３月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	16,761	※3	14,024
金銭の信託	※3	152		―
有価証券		10		19
前払費用		506		551
未収入金		136		73
未収委託者報酬		10,757		15,873
未収収益	※3	2,799	※3	3,174
関係会社短期貸付金		962		1,128
立替金		1,240		2,776
繰延税金資産		865		1,014
その他	※2,3	385	※2,3	4,179
流動資産合計		34,577		42,814
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	93	※1	68
器具備品	※1	190	※1	122
有形固定資産合計		283		191
無形固定資産				
ソフトウエア		138		99

無形固定資産合計	138	99
投資その他の資産		
投資有価証券	11,783	14,103
関係会社株式	23,203	25,769
関係会社長期貸付金	60	―
長期差入保証金	782	490
長期前払費用	0	0
繰延税金資産	423	489
投資その他の資産合計	36,253	40,854
固定資産合計	36,674	41,144
資産合計	71,252	83,959

（単位：百万円）

		第58期 (平成29年３月31日)		第59期 (平成30年３月31日)
負債の部				
流動負債				
預り金	※3	589	※3	3,804
未払金		4,043		5,874
未払収益分配金		7		7
未払償還金		91		91
未払手数料	※3	3,499	※3	5,124
その他未払金		445		651
未払費用	※3	4,229	※3	4,634
未払法人税等		1,808		2,185
未払消費税等	※4	538	※4	788
賞与引当金		2,077		2,286
役員賞与引当金		168		198
その他	※3	62		41
流動負債合計		13,517		19,813
固定負債				
退職給付引当金		1,259		1,316
その他		―		318
固定負債合計		1,259		1,634
負債合計		14,777		21,448
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		34,015		39,959
利益剰余金合計		34,015		39,959
自己株式		△672		△786

株主資本合計	55,926	61,756
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	282	408
繰延ヘッジ損益	266	346
評価・換算差額等合計	548	754
純資産合計	56,475	62,511
負債純資産合計	71,252	83,959

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第58期 (自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日)	第59期 (自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	64,680	70,609
その他営業収益	4,218	5,398
営業収益合計	68,898	76,008
営業費用		
支払手数料	28,675	30,448
広告宣伝費	969	973
公告費	2	2
調査費	17,322	18,132
調査費	841	862
委託調査費	16,456	17,241
図書費	24	28
委託計算費	498	520
営業雑経費	656	740
通信費	185	173
印刷費	276	348
協会費	66	68
諸会費	17	24
その他	111	125
営業費用計	48,124	50,817
一般管理費		
給料	8,243	9,096
役員報酬	360	507
役員賞与引当金繰入額	168	198
給料・手当	5,576	6,083
賞与	61	20
賞与引当金繰入額	2,077	2,286
交際費	99	99
寄付金	17	16
旅費交通費	412	455
租税公課	375	424
不動産賃借料	889	890
退職給付費用	390	355
退職金	20	24
固定資産減価償却費	192	152
福利費	959	974
諸経費	2,791	3,175
一般管理費計	14,394	15,664

営業利益	6,380	9,526

（単位：百万円）

		第58期 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）		第59期 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）
営業外収益				
受取利息		19		26
受取配当金	※１	1,644	※１	1,120
有価証券償還益		―		1
時効成立分配金・償還金		22		1
為替差益		177		79
その他		36		41
営業外収益合計		1,899		1,272
営業外費用				
支払利息	※１	223	※１	223
有価証券償還損		7		―
デリバティブ費用	※１	146	※１	295
時効成立後支払分配金・償還金		2		0
支払源泉所得税		155		―
長期差入保証金償却額		―		212
その他		73		34
営業外費用合計		608		767
経常利益		7,670		10,030
特別利益				
投資有価証券売却益		174		199
特別利益合計		174		199
特別損失				
投資有価証券売却損		120		133
固定資産処分損		13		7
役員退職一時金		―		117
損害賠償損失		―		81
特別損失合計		134		340
税引前当期純利益		7,710		9,890
法人税、住民税及び事業税		2,137		3,217
過年度法人税等	※２	115		―
法人税等調整額		△104		△307
法人税等合計		2,147		2,910
当期純利益		5,562		6,979

（３）【株主資本等変動計算書】

第58期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本	資本剰余	その他利益剰余金	利益剰余金		

		準備金	金合計	繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	29,948	29,948	△502	52,028
当期変動額							
剰余金の配当				△1,495	△1,495		△1,495
当期純利益				5,562	5,562		5,562
自己株式の取得						△170	△170
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	4,067	4,067	△170	3,897
当期末残高	17,363	5,220	5,220	34,015	34,015	△672	55,926

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	151	258	410	52,438
当期変動額				
剰余金の配当				△1,495
当期純利益				5,562
自己株式の取得				△170
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	130	7	138	138
当期変動額合計	130	7	138	4,036
当期末残高	282	266	548	56,475

第59期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	34,015	34,015	△672	55,926
当期変動額							
剰余金の配当				△1,036	△1,036		△1,036
当期純利益				6,979	6,979		6,979
自己株式の取得						△113	△113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計				5,943	5,943	△113	5,830
当期末残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	282	266	548	56,475

当期変動額				
剰余金の配当				△1,036
当期純利益				6,979
自己株式の取得				△113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	125	80	206	206
当期変動額合計	125	80	206	6,036
当期末残高	408	346	754	62,511

[注記事項]

（重要な会計方針）

項目	第59期 (自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日)
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３年～15年 器具備品　５年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
3　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
5　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（貸借対照表関係）

第58期 (平成29年３月31日)	第59期 (平成30年３月31日)
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,222百万円 器具備品　603百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,260百万円 器具備品　612百万円
※２　信託資産 流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 流動資産のその他のうち3,030百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金　3,243百万円 金銭の信託　152百万円 未収収益　619百万円 その他　20百万円 (流動負債) 預り金　177百万円 未払手数料　144百万円 未払費用　251百万円 その他　61百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金　3,189百万円 未収収益　592百万円 その他　345百万円 (流動負債) 預り金　419百万円 未払手数料　376百万円 未払費用　677百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務587百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務546百万円に対して保証を行っております。	※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務553百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc.がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務103百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第58期 (自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日)	第59期 (自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日)

※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　1,550百万円 デリバティブ収益　347百万円 支払利息　58百万円 ※２　過年度の取引に関する法人税等の追加費用計上額です。	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　979百万円 デリバティブ収益　407百万円 支払利息　213百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第58期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	814,100	305,000	－	1,119,100

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション（1）	普通株式	1,762,200	－	72,600	1,689,600	－
平成21年度ストックオプション（2）	普通株式	174,900	－	－	174,900	－
平成23年度ストックオプション（1）	普通株式	4,738,800	－	1,848,000	2,890,800	－
平成28年度ストックオプション（1）	普通株式	－	4,437,000	33,000	4,404,000	－
合計		6,675,900	4,437,000	1,953,600	9,159,300	－

(注) １　平成28年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
２　当事業年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
３　平成21年度ストックオプション(1)1,689,600株、平成21年度ストックオプション(2)174,900株及び平成23年度ストックオプション(1)2,890,800株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成28年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年５月30日取締役会	普通株式	1,495	7.62	平成28年３月31日	平成28年６月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年５月25日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,036	5.29	平成29年３月31日	平成29年６月22日

第59期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,119,100	182,600	－	1,301,700

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション（1）	普通株式	1,689,600	－	194,700	1,494,900	－
平成21年度ストックオプション（2）	普通株式	174,900	－	66,000	108,900	－
平成23年度ストックオプション（1）	普通株式	2,890,800	－	204,600	2,686,200	－
平成28年度ストックオプション（1）	普通株式	4,404,000	－	786,000	3,618,000	－
平成28年度ストックオプション（2）	普通株式	－	4,409,000	532,000	3,877,000	－
合計		9,159,300	4,409,000	1,783,300	11,785,000	－

(注) 1　平成28年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2　当事業年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
3　平成21年度ストックオプション(1)1,494,900株、平成21年度ストックオプション(2)108,900株及び平成23年度ストックオプション(1)2,686,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成28年度ストックオプション(1)及び平成28年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年５月25日取締役会	普通株式	1,036	5.29	平成29年３月31日	平成29年６月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年５月31日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,640	8.38	平成30年３月31日	平成30年６月23日

(リース取引関係)

第58期 (自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日)	第59期 (自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日)
オペレーティング・リース取引	オペレーティング・リース取引

解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	865百万円
１年超	1,787百万円
合計	2,653百万円

解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	866百万円
１年超	923百万円
合計	1,790百万円

（金融商品関係）

第58期(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損

益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	16,761	16,761	―
(2) 未収委託者報酬	10,757	10,757	―
(3) 未収収益	2,799	2,799	―
(4) 関係会社短期貸付金	962	962	―
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	11,777	11,777	―
(6) 未払金	(4,043)	(4,043)	―
(7) 未払費用	(4,229)	(4,229)	―
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	35	35	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(1)	(1)	―
デリバティブ取引計	34	34	―

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち75百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、39百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち20百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、22百万円は流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及

び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額20,310百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	16,761	－	－	－
未収委託者報酬	10,757	－	－	－
未収収益	2,799	－	－	－
有価証券及び投資有価証券 投資信託	10	616	907	735
合計	30,328	616	907	735

第59期(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	14,024	14,024	―
(2) 未収委託者報酬	15,873	15,873	―
(3) 未収収益	3,174	3,174	―
(4) 関係会社短期貸付金	1,128	1,128	―
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	14,106	14,106	―
(6) 未払金	(5,874)	(5,874)	―
(7) 未払費用	(4,634)	(4,634)	―
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(14)	(14)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	336	336	―
デリバティブ取引計	321	321	―

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ

ております。

(8) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち８百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、23百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているものは貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額22,876百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,024	－	－	－
未収委託者報酬	15,873	－	－	－
未収収益	3,174	－	－	－
有価証券及び投資有価証券 投資信託	19	616	1,743	545
合計	33,090	616	1,743	545

（有価証券関係）

第58期(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	20,310
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	6,299	5,590	708
	小計	6,299	5,590	708
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	5,478	5,780	△302
	小計	5,478	5,780	△302
合計		11,777	11,370	406

(注) 1　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額　16百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,198	174	120
合計	3,198	174	120

第59期(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

1　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	8,544	7,535	1,008
	小計	8,544	7,535	1,008
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	5,561	5,982	△420
	小計	5,561	5,982	△420
合計		14,106	13,518	588

(注) 1　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額　16百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,792	199	133
合計	2,792	199	133

（デリバティブ取引関係）

第58期(平成29年３月31日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）株式関連

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	1,729	－	35	35
	買建	－	－	－	－
合計		1,729	－	35	35

(注) １　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
２　時価の算定方法
金融商品取引所が定める清算指数によっております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		2,993	－	11
	豪ドル		77	－	△2
	シンガポールドル		1,639	－	△20
	香港ドル		205	－	2
	人民元		1,946	－	6
	ユーロ		57	－	0
合計			6,920	－	△1

(注) １　時価の算定方法
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第59期(平成30年３月31日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）株式関連

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,422	－	△14	△14
	買建	－	－	－	－
合計		2,422	－	△14	△14

(注) １　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
２　時価の算定方法
金融商品取引所が定める清算指数によっております。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	投資有価証券	4,447	－	196
	豪ドル		109	－	10
	シンガポールドル		1,783	－	65
	香港ドル		541	－	25
	人民元		2,156	－	32
	ユーロ		154	－	6
合計			9,192	－	336

（注）1　時価の算定方法
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第58期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）	第59期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等（単位：百万円）	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等（単位：百万円）
(1)関連会社に対する投資の金額　3,030	(1)　関連会社に対する投資の金額　3,008
(2)持分法を適用した場合の投資の金額　9,455	(2)　持分法を適用した場合の投資の金額　10,409
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　2,092	(3)　持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,827

（退職給付関係）

第58期(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

1　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2　確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,299
勤務費用	150
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△190
退職給付の支払額	△72
退職給付債務の期末残高	1,190

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,190
未積立退職給付債務	1,190
未認識数理計算上の差異	69

貸借対照表に計上された負債の額	1,259

退職給付引当金	1,259
貸借対照表に計上された負債の額	1,259

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	150
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	23
確定給付制度に係る退職給付費用	177

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、213百万円でありました。

第59期(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

1　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2　確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,190
勤務費用	130
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	66
退職給付の支払額	△76
退職給付債務の期末残高	1,313

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,313
未積立退職給付債務	1,313
未認識数理計算上の差異	2
貸借対照表に計上された負債の額	1,316

退職給付引当金	1,316
貸借対照表に計上された負債の額	1,316

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	130
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	△0
確定給付制度に係る退職給付費用	132

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.2%

3　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、222百万円でありました。

（ストックオプション等関係）

第58期(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

1　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年１月22日から平成32年１月21日まで	同左

	平成23年度ストックオプション(1)	平成28年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	平成23年10月7日	平成28年７月15日
権利確定条件	平成25年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成30年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	平成25年10月７日から平成33年10月６日まで	平成30年7月15日から平成38年7月31日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,762,200	174,900
付与	0	0
失効	72,600	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,689,600	174,900
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	平成23年度ストックオプション(1)	平成28年度ストックオプション(1)
付与日	平成23年10月７日	平成28年７月15日
権利確定前(株)		
期首	4,738,800	―
付与	0	4,437,000
失効	1,848,000	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,890,800	4,404,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)１	0	0

	平成23年度ストックオプション(1)	平成28年度ストックオプション(1)
付与日	平成23年10月7日	平成28年７月15日
権利行使価格(円)	737 (注)３	558

付与日における公正な評価単価(円)　(注)1	0	0

(注)1　公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
2　ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額　　－　百万円
3　株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第59期(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

1　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年１月22日から 平成32年１月21日まで	同左

	平成23年度ストックオプション(1)	平成28年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	平成23年10月7日	平成28年７月15日
権利確定条件	平成25年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成30年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	平成25年10月７日から 平成33年10月６日まで	平成30年7月15日から 平成38年7月31日まで

	平成28年度ストックオプション(2)

付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　31名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株
付与日	平成29年４月27日
権利確定条件	平成31年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	平成31年4月27日から 平成39年4月30日まで

(注)　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①　ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,689,600	174,900
付与	0	0
失効	194,700	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,494,900	108,900
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	平成23年度ストックオプション(1)	平成28年度ストックオプション(1)
付与日	平成23年10月７日	平成28年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,890,800	4,404,000
付与	0	0
失効	204,600	786,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,686,200	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―

権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	平成28年度ストックオプション(2)
付与日	平成29年４月27日
権利確定前(株)	
期首	―
付与	4,409,000
失効	532,000
権利確定	0
権利未確定残	3,877,000
権利確定後(株)	
期首	―
権利確定	―
権利行使	―
失効	―
権利未行使残	―

（注）　株式数に換算して記載しております。

②　単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円)　(注)１	0	0

	平成23年度ストックオプション(1)	平成28年度ストックオプション(1)
付与日	平成23年10月７日	平成28年７月15日
権利行使価格(円)	737(注)３	558
付与日における公正な評価単価(円)　(注)１	0	0

	平成28年度ストックオプション(2)
付与日	平成29年４月27日
権利行使価格(円)	553
付与日における公正な評価単価(円)　(注)１	0

(注)　１　公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
２　ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額　　1,149百万円
３　株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第58期（平成29年３月31日）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産(流動)	
賞与引当金	641
その他	224
小計	865
繰延税金資産(固定)	
投資有価証券評価損	96
関係会社株式評価損	1,430
退職給付引当金	385
固定資産減価償却費	119
その他	63
小計	2,095
繰延税金資産小計	2,961
評価性引当金	△1,430
繰延税金資産合計	1,530
繰延税金負債(流動)	
その他有価証券評価差額金	0
小計	0
繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	123
繰延ヘッジ利益	117
小計	241
繰延税金負債合計	242
繰延税金資産の純額	1,288

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.3%
過年度法人税等	1.5%
海外子会社の留保利益の影響額等	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9%

第59期（平成30年３月31日）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産(流動)	
賞与引当金	700
その他	314
小計	1,014
繰延税金資産(固定)	
投資有価証券評価損	96
関係会社株式評価損	1,430
退職給付引当金	402
固定資産減価償却費	111
その他	211
小計	2,253
繰延税金資産小計	3,268
評価性引当金	△1,430
繰延税金資産合計	1,838
繰延税金負債(流動)	
その他有価証券評価差額金	-
小計	-
繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	180
繰延ヘッジ利益	152
小計	333
繰延税金負債合計	333
繰延税金資産の純額	1,504

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（関連当事者情報）

第58期(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

1　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)

子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	312,000 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付 (シンガポールドル貨建) (注1)	65 (SGD 800 千) (注2)	関係会社短期貸付金	385 (SGD 4,800千)
							貸付金利息 (シンガポールドル貨建) (注1)	13 (SGD 177 千)	未収収益	8 (SGD 105千)
							資金の貸付 (円貨建) (注3)	△4,422 (注4)	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息 (円貨建) (注3)	3	未収収益	3
						―	増資の引受 (注5)	1,501 (SGD 20,000 千)	―	―
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	アメリカ合衆国	181,542 (USD 千) (注6)	アセットマネジメント業	間接 100.00	資金の借入	資金の借入 (米ドル貨建) (注7)	△5,549 (USD △50,000 千) (注8)	関係会社短期借入金	―
							借入金利息 (米ドル貨建) (注7)	48 (USD 453 千)	未払費用	―

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1 融資枠SGD11,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2 資金の貸付に係る取引金額65百万円（SGD800千）の内訳は、貸付505百万円（SGD6,600千）及び返済439百万円（SGD5,800千）であります。
3 融資枠5,000百万円、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
4 資金の貸付に係る取引金額△4,422百万円の内訳は、貸付577百万円及び返済5,000百万円であります。
5 Nikko Asset Management International Limitedの行った20,000,000株の新株発行増資を、１株につき１シンガポールドルで当社が引受けたものであります。
6 Nikko Asset Management Americas, Inc.の「資本金」は、資本金と資本剰余金の合計額を記載しております。
7 融資枠USD50,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
8 資金の借入に係る取引金額△5,549百万円（USD△50,000千）は、返済であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成28年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	25,221百万円
負債合計	5,428百万円
純資産合計	19,792百万円

営業収益　　18,250百万円
税引前当期純利益　　6,809百万円
当期純利益　　4,680百万円

第59期(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369(SGD 千)	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	159(SGD 2,000千)(注2)	関係会社短期貸付金	550(SGD 6,800千)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	13(SGD 162千)	未収収益	8(SGD 110千)
							資金の貸付(円貸建)(注3)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貸建)(注3)	12	未収収益	3
						―	増資の引受(注4)	2,466(SGD 30,369千)	―	―
子会社	日本インスティテューショナル証券設立準備株式会社	日本	100(百万円)	金融商品取引業者として登録を受けるための準備会社	直接100.00	―	増資の引受(注5)	100	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　融資枠SGD11,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2　資金の貸付に係る取引金額159百万円（SGD2,000千）の内訳は、貸付159百万円（SGD2,000千）であります。
3　融資枠5,000百万円、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
4　Nikko Asset Management International Limitedの行った30,369,000株の新株発行増資を、１株につき１シンガポールドルで当社が引受けたものであります。
5　日本インスティテューショナル証券設立準備株式会社の行った2,000株の新株発行を、１株につき50千円で当社が引受けたものであります。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成29年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	27,012百万円
負債合計	5,141百万円
純資産合計	21,871百万円
営業収益	15,830百万円
税引前当期純利益	5,266百万円
当期純利益	3,594百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第58期(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第59期(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第58期(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第59期(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３ 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第58期(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

該当事項はありません。

第59期(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第58期(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

該当事項はありません。

第59期(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第58期(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

該当事項はありません。

第59期(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第58期 (自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日)	第59期 (自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日)
１株当たり純資産額	288円29銭	319円40銭
１株当たり当期純利益金額	28円38銭	35円64銭

(注)　１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第58期 (自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日)	第59期 (自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日)
当期純利益（百万円）	5,562	6,979
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－

普通株式に係る当期純利益（百万円）	5,562	6,979
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,009	195,794
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1)　1,689,600株、平成21年度ストックオプション(2)　174,900株、平成23年度ストックオプション(1)　2,890,800株、平成28年度ストックオプション（1）　4,404,000株	平成21年度ストックオプション(1)　1,494,900株、平成21年度ストックオプション(2)　108,900株、平成23年度ストックオプション(1)　2,686,200株、平成28年度ストックオプション（1）　3,618,000株、平成28年度ストックオプション（2）　3,877,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第58期 (平成29年３月31日)	第59期 (平成30年３月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	56,475	62,511
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	56,475	62,511
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	195,893	195,711

（重要な後発事象）

新株予約権（ストックオプション）の付与

当社は平成30年３月15日付の臨時株主総会及び平成30年３月20日開催の取締役会の決議に基づき、平成30年４月27日にストックオプションとして新株予約権を当社、当社子会社の取締役及び従業員36名に付与いたしました。

①　新株予約権の数　4,422個
②　新株予約権の目的となる株式の種類及び数　当社普通株式　4,422,000株
③　新株予約権の発行価額　無償
④　新株予約権の行使時の払込金額　１株当たり金694円
⑤　新株予約権の行使期間　平成32年４月27日から平成40年４月30日まで

中間財務諸表等

（１）中間貸借対照表

(単位：百万円)

		第60期中間会計期間 (2018年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		24,039
有価証券		19
未収委託者報酬		14,192
未収収益		920
関係会社短期貸付金		743
その他	※２	2,462
流動資産合計		42,379

固定資産		
有形固定資産	※1	160
無形固定資産		96
投資その他の資産		
投資有価証券		11,639
関係会社株式		25,769
長期差入保証金		463
繰延税金資産		1,450
長期前払費用		0
投資その他の資産合計		39,324
固定資産合計		39,580
資産合計		81,960

(単位：百万円)

		第60期中間会計期間 (2018年９月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		6,326
未払費用		3,919
未払法人税等		1,899
未払消費税等	※3	627
賞与引当金		1,452
役員賞与引当金		60
その他		548
流動負債合計		14,835
固定負債		
退職給付引当金		1,355
その他		450
固定負債合計		1,805
負債合計		16,640
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		42,692
利益剰余金合計		42,692
自己株式		△833
株主資本合計		64,442
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		729
繰延ヘッジ損益		147

評価・換算差額等合計	876
純資産合計	65,319
負債純資産合計	81,960

（２）中間損益計算書

(単位：百万円)

		第60期中間会計期間 (自　2018年４月１日 至　2018年９月30日)
営業収益		
委託者報酬		40,168
その他営業収益		1,608
営業収益合計		41,776
営業費用及び一般管理費	※１	36,000
営業利益		5,776
営業外収益	※２	842
営業外費用	※３	441
経常利益		6,177
特別利益	※４	98
特別損失	※５	144
税引前中間純利益		6,131
法人税等	※６	1,758
中間純利益		4,373

（３）中間株主資本等変動計算書

第60期中間会計期間（自　2018年４月１日　至　2018年９月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756
当中間期変動額							
剰余金の配当				△1,640	△1,640		△1,640
中間純利益				4,373	4,373		4,373
自己株式の取得						△47	△47
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計				2,733	2,733	△47	2,685
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	42,692	42,692	△833	64,442

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	

当期首残高	408	346	754	62,511
当中間期変動額				
剰余金の配当				△1,640
中間純利益				4,373
自己株式の取得				△47
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	321	△198	122	122
当中間期変動額合計	321	△198	122	2,808
当中間期末残高	729	147	876	65,319

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第60期中間会計期間 (自　2018年４月１日 至　2018年９月30日)
１　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
２　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
３　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

	②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
5　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。 (2)税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（表示方法の変更）

第60期中間会計期間 (自　2018年４月１日 至　2018年９月30日)
(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（中間貸借対照表関係）

第60期中間会計期間 (2018年９月30日)
※１　有形固定資産の減価償却累計額 1,899百万円 ※２　信託資産 流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※３　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

※４　保証債務
当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務516百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務36百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第60期中間会計期間
(自　2018年４月１日
至　2018年９月30日)

※１　減価償却実施額

有形固定資産	34百万円
無形固定資産	19百万円

※２　営業外収益のうち主要なもの

受取利息	13百万円
受取配当金	824百万円

※３　営業外費用のうち主要なもの

支払利息	181百万円
デリバティブ費用	165百万円

※４　特別利益のうち主要なもの

投資有価証券売却益	98百万円

※５　特別損失のうち主要なもの

投資有価証券売却損	144百万円

※６　中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第60期中間会計期間（自　2018年４月１日　至　2018年９月30日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,301,700	64,000	－	1,365,700

(注)　自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高（百万円）
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2009年度ストックオプション（1）	普通株式	1,494,900	－	108,900	1,386,000	－
2009年度ストックオプション（2）	普通株式	108,900	－	－	108,900	－

2011年度 ストックオプション（1）	普通株式	2,686,200	―	287,100	2,399,100	―
2016年度 ストックオプション（1）	普通株式	3,618,000	―	―	3,618,000	―
2016年度 ストックオプション（2）	普通株式	3,877,000	―	―	3,877,000	―
2017年度 ストックオプション（1）	普通株式	―	4,422,000	―	4,422,000	―
合計		11,785,000	4,422,000	396,000	15,811,000	

(注) 1　2017年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2　2009年度ストックオプション(1)及び2011年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
3　2009年度ストックオプション(1)1,386,000株、2009年度ストックオプション(2)108,900株及び2011年度ストックオプション(1)2,399,100株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)、2016年度ストックオプション(2)及び2017年度ストックオプション(1)は権利行使期間の初日が到来しておりません。

4　配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年５月31日 取締役会	普通株式	1,640	8.38	2018年３月31日	2018年６月23日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第60期中間会計期間 (自　2018年４月１日 至　2018年９月30日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	866百万円
１年超	7,125百万円
合計	7,991百万円

（金融商品関係）

第60期中間会計期間(2018年９月30日)

1　金融商品の時価等に関する事項

2018年９月30日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	24,039	24,039	―
(2) 未収委託者報酬	14,192	14,192	―
(3) 未収収益	920	920	―
(4) 関係会社短期貸付金	743	743	―

(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	11,642	11,642	―
(6) 未払金	(6,326)	(6,326)	―
(7) 未払費用	(3,919)	(3,919)	―
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(190)	(190)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	29	29	―
デリバティブ取引計	(160)	(160)	―

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないものは、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。またヘッジ会計が適用されているもののうち37百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、8百万円は、流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額22,876百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第60期中間会計期間(2018年９月30日)

1　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が	投資信託	8,029	6,865	1,163

取得原価を超えるもの	小計	8,029	6,865	1,163
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	3,612	3,725	△113
	小計	3,612	3,725	△113
合計		11,642	10,591	1,050

(注) 1　減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2　非上場株式等（中間貸借対照表計上額16百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第60期中間会計期間(2018年９月30日)

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,572	－	△190	△190
合計		2,572	－	△190	△190

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2　時価の算定方法
金融商品取引所が定める清算指数によっております。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		2,752	－	2
	豪ドル		62	－	1
	シンガポールドル		955	－	5
	ユーロ		79	－	△0
	香港ドル		586	－	△7
	人民元		2,020	－	28
合計			6,456	－	29

(注) 1　時価の算定方法
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第60期中間会計期間 (自　2018年４月１日 至　2018年９月30日)

関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
（1）関連会社に対する投資の金額	3,011百万円
（2）持分法を適用した場合の投資の金額	9,743百万円
（3）持分法を適用した場合の投資利益の金額	848百万円

（ストックオプション等関係）

第60期中間会計期間(自　2018年４月１日　至　2018年９月30日)

当中間会計期間において、ストックオプションを付与しておりますが、当該ストックオプションの付与による影響が当社の財政状態、経営成績等にとって重要でないと認められるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第60期中間会計期間(自　2018年４月１日　至　2018年９月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

［関連情報］

第60期中間会計期間(自　2018年４月１日　至　2018年９月30日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第60期中間会計期間(自　2018年４月１日　至　2018年９月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第60期中間会計期間(自　2018年４月１日　至　2018年９月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第60期中間会計期間(自　2018年４月１日　至　2018年９月30日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第60期中間会計期間 (自　2018年４月１日 至　2018年９月30日)
１株当たり純資産額	333円86銭
１株当たり中間純利益金額	22円34銭

(注)　１　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期中間会計期間 (自　2018年４月１日 至　2018年９月30日)
中間純利益（百万円）	4,373
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―
普通株式に係る中間純利益（百万円）	4,373
普通株式の期中平均株式数（千株）	195,706
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2009年度ストックオプション(1)1,386,000株、 2009年度ストックオプション(2)108,900株、 2011年度ストックオプション(1)2,399,100株、 2016年度ストックオプション(1)3,618,000株、 2016年度ストックオプション(2)3,877,000株、 2017年度ストックオプション(1)4,422,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期中間会計期間 (2018年９月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	65,319
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	―
普通株式に係る中間会計期間末の 純資産額（百万円）	65,319
１株当たり純資産額の算定に用いられた 中間会計期間末の普通株式の数（千株）	195,647

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当

該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2018年3月末現在）	事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2018年3月末現在）	事業の内容
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

（３）投資顧問会社

名　　称	資本金の額 （2018年3月末現在）	事業の内容
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド	230万ポンド	資産運用に関する業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

（３）投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ない

ます。

３【資本関係】

（２）販売会社

該当事項はありません。

（３）投資顧問会社

日興アセットマネジメント株式会社の100％子会社である持株会社が、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドの発行済株式総数の100％を保有しております。（2018年3月末現在）

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2018年 7月10日	有価証券報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年６月15日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹 内 知 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成30年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年11月21日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴　田　　光　夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻　村　　和　之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高金利先進国債券ファンド 2015-09（早期償還機能付）の平成30年４月11日から平成30年10月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高金利先進国債券ファンド 2015-09（早期償還機能付）の平成30年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2018年12月５日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹 内 知 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第60期事業年度の中間会計期間(2018年４月１日から2018年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2018年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2018年４月１日から2018年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。